⑵　一般送配電事業者

電気事業者名	調整後排出係数
北海道電力株式会社	0.000518
東北電力株式会社	0.000518
東京電力パワーグリッド株式会社	0.000518
中部電力株式会社	0.000518
北陸電力株式会社	0.000518
関西電力株式会社	0.000518
中国電力株式会社	0.000518
四国電力株式会社	0.000518
九州電力株式会社	0.000518
沖縄電力株式会社	0.000706

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第八号

国立国会図書館資料利用規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館資料利用規則等の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び次条第三項」を「、次条第三項及び第四条の三第一項」に、「又は第三十七条第四項」を「、第二十五条又は第三十七条第四項」に改め、同条第四項中「及び暗証番号その他の事項を記載した登録証」を「その他の事項を記載した登録証及び暗証番号を記載した書面」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四条の三第二項に規定するインターネット限定登録利用者がこの項の登録を受けたときにおける暗証番号を記載した書面の交付又は送付については、この限りでない。

第四条第六項中「登録証」の下に「及び暗証番号」を加え、同条第七項中「又は破損したし」を「若しくは破損したとき又はその識別番号及び暗証番号が他に漏れたとき若しくはそのおそれのある」に改め、同条第八項中「再交付」の下に「、暗証番号を記載した書面の再交付」を加える。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

（インターネット限定登録）

第四条の三　第四条第一項の規定にかかわらず、登録利用者及び仮登録利用者以外の一般公衆で、入館しないで行う資料の利用の申込みをしようとする者は、インターネットに接続された入出力装置から電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）、氏名、住所、生年月日、電話番号、暗証番号その他の必要事項を入力してファイルに記録する方法により、登録を受けることができる。

2　館長は、前項の登録を受けた者（以下「インターネット限定登録利用者」という。）に対し、その識別番号を入力した電子メールを送信する。

3　インターネット限定登録利用者は、第一項の規定により記録した事項（暗証番号を除く。）に変更があったとき又は暗証番号を変更しようとするとき若しくはその識別番号の再送信若しくは同項の登録の抹消を求めようとするときは、速やかに、その旨を館に届け出、又は申請しなければならない。

4　インターネット限定登録利用者は、その識別番号及び暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、みだりに他に漏らしてはならない。

5　インターネット限定登録利用者は、その識別番号及び暗証番号が他に漏れたとき又はそのおそれのあるときは、直ちに、その旨を館に届け出なければならない。

6　館長は、インターネット限定登録利用者が第四項に規定する義務に違反したことにより生じた損害について、当該インターネット限定登録利用者に対し、その賠償を求めることができる。

7　インターネット限定登録利用者の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

8　前項の有効期間は、インターネット限定登録利用者が所定の手続を行うことにより更新することができる。

9　インターネット限定登録利用者が、第四条第四項の登録を受けたときは、第一項の登録は、その効力を失う。

第二十五条中「利用者（登録利用者及び仮登録利用者に限る。次条及び第二十七条において同じ。）は」を「について」を「を閲覧しようとする者は」に改める。

第二十六条第一項中「利用者は、」を「利用者（登録利用者、仮登録利用者及びインターネット限定登録利用者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、登録利用者及び仮登録利用者にあっては」に改め、「から」の下に「、インターネット限定登録利用者にあってはインターネットに接続された入出力装置から、」を加える。

第二十七条第一項中「当該利用者」の下に「（登録利用者及び仮登録利用者に限る。）」を加え、同条第三項中「利用者」を「登録利用者又は仮登録利用者」に改め、同条第四項中「登録利用者は、」を「登録利用者又は仮登録利用者は、インターネットに接続された入出力装置又は東京本館若しくは関西館に設置された端末機から」に、「その氏名、」を「当該登録利用者又は当該仮登録利用者の」に、「入力した電子メールを送信すること」を「入力してファイルに記録する方法」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「利用者」を「登録利用者又は仮登録利用者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　インターネット限定登録利用者は、他の施設の資料の取寄せを申し込もうとするときは、インターネットに接続された入出力装置から館長が定める方式により当該インターネット限定登録利用者の識別番号、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を入力してファイルに記録する方法により、その手続をしなければならない。

第三十六条第一項第二号中「午前十時」を「午前九時三十分」に改める。

第三十七条第一項中「登録利用者等は」を「登録利用者等又はインターネット限定登録利用者は」に改め、「当該登録利用者等」の下に「又は当該インターネット限定登録利用者」を加え、同条第二項中「登録利用者等」の下に「又はインターネット限定登録利用者」を加え、「登録利用者に」を「登録利用者及びインターネット限定登録利用者に」に、「登録利用者用」を「登録利用者・インターネット限定登録利用者用」に改める。

第四十一条第四項第二号中「午前十時」を「午前九時三十分」に改める。